

高浜原発1・2号機、美浜原発3号機の再稼働中止を求める請願書

2021年2月15日

福井県議会議員 畑 孝幸 様

提出団体 原発再稼働に反対する全国自治体議員・市民の会
杉並区高井戸東 3-36-14-301 電話 090-5497-4222

議員提出者

高槻市議会議員 高木隆太

市民代表提出者

若狭の原発を考える会 木原壯林

連絡先：大阪府高槻市西冠1丁目7-14

高槻市議会議員 高木隆太

電話 090-1916-6251

紹介議員 佐藤正雄

賛同議員 別紙のとおり〇〇〇名（提出者含む）

請願の趣旨

関西電力株式会社（以下関電）は、45年超えとなる高浜原発1・2号機、美浜原発3号機を、2021年早期に再稼働すると発表しています。

私たちは、以下の現状から、高浜原発1・2号機、美浜原発3号機の再稼働の中止を求めます。

第一に、本年2月2日杉本達治福井県知事が、「再稼働同意の是非をめぐる議論の入り口に立っていない」と述べている問題です。関電が、「2020年12月末までに、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地を提示する」約束を果たしていないためです。関電の森本孝社長は、中間貯蔵施設の候補地表明について、有力候補地であった青森県むつ市長から拒絶され、2021年1月29日の定例会見で「現時点では未定としかいえない」と説明しています。これでは再稼働できる前提がありません。

第二に、2020年12月4日の大阪地裁判決が、大飯原発3・4号機の設置許可を取り消すよう命じたにもかかわらず、関電は控訴中を理由に1月15日、定期点検中の大飯原発4号機を起動しました。判決は、原子力規制委員会が認めた基準地震動には「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。これは高浜1・2号機と美浜3号機の地震動審査にも当てはまるものです。電力会社という公共的役割を果たす事業者が、判決で批判された点への釈明もなく司法判断に従わない姿勢は断じて許されません。

第三に、関電は2021年1月14日、高浜原発3・4号機に『2018年以降に蒸気発生器の細管損傷が相次いで見つかった問題で、「この2基は長期間の運転で冷却水中の鉄分が固まる『スケール』と呼ばれる金属片ができやすく、細管にこすり傷をつけたのが原因だ」と発表しました。関電がこれまで損傷原因を異物の混入とみていたことが誤りだ

ったのかを含め、原因の究明途中であり、高浜3・4号機はもちろん、老朽化している高浜1・2号機、美浜3号機を再稼働できる状況ではありません。

第四に、2020年10月に大阪地検が、関電幹部の金品受領問題の告発状を受理、現在立件に向けて審査中であり、高浜町元助役からの金品受領が福井県の職員109名に及び、幹部職員が高浜町元助役や関西電力の幹部と一緒に旅行し饗応を受けたことなど全容が公表されず、再発防止策が示されていないことです。県として安全性から判断したのではなく、原発関連企業からの金の力で動かされていた原発を、再稼働させるわけにはいきません。

以上の事実から、関電には原発を安全に運転できる資質や能力、体制があるとはいえ、原発マネーに汚染されてきた福井県には、再稼働を判断する資格がないと考えます。

請願項目

以上の理由から、下記の項目について、福井県議会は、福井県知事、国の関係機関、関西電力に対し要請するよう求めます。

- 一、 老朽化した高浜原発1・2号機、美浜原発3号機の運転期間延長を中止と廃炉を求めること。
- 二、 関電に使用済み核燃料の安全な保管地と安全な処理・保管法を早急に提示するよう求めること。
- 三、 関電幹部の原発マネー不正還流の刑事告訴に応え、関電の経営体質と役員体制の抜本的転換を求めること。
- 四、 福井県職員が高浜町元助役から金品を受け、関電から饗応を受けてきたことの調査結果と再発防止策を公表すること。

地方自治法第99条に基づき、福井県議会は、内閣及び原子力規制庁など国の関係機関に対し意見書を、福井県知事と関西電力に対し要請書を提出されるよう求めます。